

## 戸籍の届出をされた皆様へ

### マイナンバーカード・住民基本台帳カード等 手続きのご案内

戸籍届出により、氏名、生年月日、性別に変更が生じた場合、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(以下住基カード)の記載内容の変更手続きが必要となります。

手続きされるカードと必要書類をお持ちのうえ、ご本人または同じ世帯のかたが窓口にお越しください。

※別世帯のかたが手続きされる場合は、必要書類等を事前にお問い合わせください。

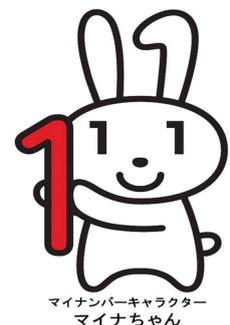
※住民登録が川口市以外のかたは住民登録のある市区町村役場でお手続きください。

戸籍届出の種類	カードの取り扱い	カード手続き				
婚姻届 離婚届 入籍届 養子縁組届 養子離縁届 氏の変更届 復氏届 名の変更届 など	氏名・生年月日・性別に変更があった場合には、カード記載内容の変更が必要です。	<table border="1"> <tr> <td>マイナンバーカード</td> <td>カード表面の追記欄へ、届出後の氏名等を記載します。 〔必要書類〕 マイナンバーカード(暗証番号の照合が必要です。)／同じ世帯のかたが手続きされる場合、そのかたの本人確認書類 ※本人以外のかたによる手続きで、電子証明書の発行を希望される場合は、即日発行できません。</td> </tr> <tr> <td>住基カード</td> <td>カード裏面の追記欄へ、届出後の氏名等を記載します。 〔必要書類〕 住基カード(暗証番号の照合が必要です。)／同じ世帯のかたが手続きされる場合、そのかたの本人確認書類</td> </tr> </table>	マイナンバーカード	カード表面の追記欄へ、届出後の氏名等を記載します。 〔必要書類〕 マイナンバーカード(暗証番号の照合が必要です。)／同じ世帯のかたが手続きされる場合、そのかたの本人確認書類 ※本人以外のかたによる手続きで、電子証明書の発行を希望される場合は、即日発行できません。	住基カード	カード裏面の追記欄へ、届出後の氏名等を記載します。 〔必要書類〕 住基カード(暗証番号の照合が必要です。)／同じ世帯のかたが手続きされる場合、そのかたの本人確認書類
マイナンバーカード	カード表面の追記欄へ、届出後の氏名等を記載します。 〔必要書類〕 マイナンバーカード(暗証番号の照合が必要です。)／同じ世帯のかたが手続きされる場合、そのかたの本人確認書類 ※本人以外のかたによる手続きで、電子証明書の発行を希望される場合は、即日発行できません。					
住基カード	カード裏面の追記欄へ、届出後の氏名等を記載します。 〔必要書類〕 住基カード(暗証番号の照合が必要です。)／同じ世帯のかたが手続きされる場合、そのかたの本人確認書類					
出生届	手続きは不要です。	自動的に個人番号が付番されますので、特に手続きの必要はありません。 1・2ヵ月後、住民登録された住所へ転送不要の簡易書留にて「個人番号通知書」を送付します。 個人番号通知書は、マイナンバーを証明する資料として使用できません(扶養のお手続き等で、マイナンバーを証明する資料が必要な場合、マイナンバーカードの提示又は住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の提出が必要です)。 ※法律の改正により、令和2年5月25日をもって通知カードは廃止されました。				
死亡届	カードを返納する義務はありませんが、ご希望により返納することができます。	遺族のかた等が、マイナンバーカードに記載された故人の個人番号を相続手続き等で使用する場合があります。 〔返納される場合の必要書類〕 マイナンバーカード・通知カード・住基カード／運転免許証・保険証等の本人確認書類 ※返納は、別世帯のかたでも、届出できます。また郵送でも行えます。				

※川口市に住民登録をしているかたで戸籍届出時にカードをお忘れの場合や、夜間・休日に第一本庁舎1階夜間受付に戸籍届出をされた場合は、後日、下記の窓口でお手続きください。なお、戸籍届出の他、転入を伴うかたのマイナンバーカード・住基カードにつきましては、手続き可能な期間が限定されておりますので、ご注意ください。

#### \* 問い合わせ先一覧 \*

市民課	個人番号通知書、通知カードについて…048-258-7923(記録係)
	マイナンバーカードについて…048-271-9259(市民係)
芝支所	048-265-1166
新郷支所	048-281-0142
神根支所	048-281-0931
安行支所	048-295-1801
戸塚支所	048-295-1807
鳩ヶ谷支所	048-280-1200
川口駅前行政センター	048-227-7600



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん